

第 87 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月21日

岩手県盛岡市内丸3番1号



株式会社 **東北銀行**

取締役頭取 浅沼 新

中間貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	28,325	預 金	611,967
コ ー ル ロ ー ン	50,100	借 用 金	1,537
買 入 金 銭 債 権	500	外 国 為 替	0
商 品 有 価 証 券	76	社 債	1,200
有 価 証 券	113,834	新 株 予 約 権 付 社 債	2,000
貸 出 金	438,470	そ の 他 負 債	1,151
外 国 為 替	190	退 職 給 付 引 当 金	2,411
そ の 他 資 産	1,999	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,291
有 形 固 定 資 産	8,388	支 払 承 諾	10,283
無 形 固 定 資 産	371	負 債 の 部 合 計	631,843
繰 延 税 金 資 産	5,291	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	10,283	資 本 金	7,231
貸 倒 引 当 金	4,299	資 本 剰 余 金	5,165
		資 本 準 備 金	5,156
		そ の 他 資 本 剰 余 金	8
		利 益 剰 余 金	7,955
		利 益 準 備 金	1,856
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,098
		退 職 慰 労 積 立 金	149
		別 途 積 立 金	4,713
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,235
		自 己 株 式	41
		株 主 資 本 合 計	20,309
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	303
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,683
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,379
		純 資 産 の 部 合 計	21,689
資 産 の 部 合 計	653,532	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	653,532

中間損益計算書 (平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		7,110
資 金 運 用 収 益	5,783	
(うち貸出金利息)	(5,099)	
(うち有価証券利息配当金)	(511)	
役 務 取 引 等 収 益	1,045	
そ の 他 業 務 収 益	106	
そ の 他 経 常 収 益	173	
経 常 費 用		6,362
資 金 調 達 費 用	394	
(うち預金利息)	(249)	
役 務 取 引 等 費 用	483	
そ の 他 業 務 費 用	120	
営 業 経 費	4,709	
そ の 他 経 常 費 用	655	
経 常 利 益		747
特 別 利 益		52
特 別 損 失		27
税 引 前 中 間 純 利 益		771
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		9
法 人 税 等 調 整 額		307
中 間 純 利 益		454

(中間貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	9年～30年
動 産	3年～20年
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,549百万円であります。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

12. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 30百万円

16. 関係会社の株式総額 3百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 8,885百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 511百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,086百万円、延滞債権額は13,873百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は335百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,457百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,752百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,003百万円であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,348百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,688百万円

現金 5百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,311百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,592百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は40百万円、敷金は16百万円あります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。

28. 社債は、劣後特約付社債であります。

29. 1株当たりの純資産額 255円72銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる1株当たりの純資産額への影響はありません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,000	979	21
地方債	1,879	1,850	28
社債	1,300	1,294	5
その他	3,500	3,413	86
合計	7,679	7,537	142

子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	5,158	6,116	957
債券	92,507	91,016	1,491
国債	56,023	54,810	1,212
地方債	1,533	1,513	19
社債	34,950	34,692	258
その他	7,606	7,529	76
合計	105,272	104,662	610

なお、上記の評価差額に繰延税金資産306百万円を加えた額 303百万円が、「その他有価証券評価差額金」であります。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 社 債	7 4 0
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	3
その他有価証券 非上場株式	7 4 8

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1 4 6 , 3 5 9 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1 3 0 , 4 5 9 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	3 , 6 6 0 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	9 7 1
減価償却損金算入限度超過額	3 9 3
有価証券償却否認額	1 8 8
その他有価証券評価差額金	3 0 6
その他	<u>2 1 0</u>
繰延税金資産小計	5 , 7 3 0
評価性引当金	<u>4 3 9</u>
繰延税金資産合計	5 , 2 9 1
繰延税金資産の純額	<u>5 , 2 9 1 百万円</u>

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2 1 , 6 8 9 百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職慰労積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 総額で繰延ヘッジ損失および繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.71%

(中間損益計算書の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 5円50銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 5円01銭
4. 「その他経常費用」には、貸出金償却452百万円及び貸倒引当金繰入額167百万円を含んでおります。
5. 特別損失には、減損損失13百万円及び役員退職金10百万円を含んでおります。

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	28,552	預 金	609,079
コールローン及び買入手形	50,100	借 用 金	2,574
買 入 金 銭 債 権	500	外 国 為 替	0
商 品 有 価 証 券	76	社 債	1,200
有 価 証 券	113,850	新 株 予 約 権 付 社 債	2,000
貸 出 金	434,697	そ の 他 負 債	3,205
外 国 為 替	190	退 職 給 付 引 当 金	2,419
そ の 他 資 産	4,695	再評価に係る繰延税金負債	1,291
有 形 固 定 資 産	12,156	支 払 承 諾	10,283
無 形 固 定 資 産	373	負 債 の 部 合 計	632,053
繰 延 税 金 資 産	5,524	（ 純 資 産 の 部 ）	
支 払 承 諾 見 返	10,283	資 本 金	7,231
貸 倒 引 当 金	5,038	資 本 剰 余 金	5,165
		利 益 剰 余 金	8,090
		自 己 株 式	41
		株 主 資 本 合 計	20,444
		その他有価証券評価差額金	303
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,683
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,379
		少 数 株 主 持 分	2,083
		純 資 産 の 部 合 計	23,908
資 産 の 部 合 計	655,961	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	655,961

中間連結損益計算書 (平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		8,493
資 金 運 用 収 益	5,854	
(うち貸出金利息)	(5,170)	
(うち有価証券利息配当金)	(511)	
役 務 取 引 等 収 益	1,268	
そ の 他 業 務 収 益	1,200	
そ の 他 経 常 収 益	169	
経 常 費 用		7,647
資 金 調 達 費 用	405	
(うち預金利息)	(248)	
役 務 取 引 等 費 用	491	
そ の 他 業 務 費 用	1,049	
営 業 経 費	4,941	
そ の 他 経 常 費 用	759	
経 常 利 益		846
特 別 利 益		52
特 別 損 失		27
固 定 資 産 処 分 損	3	
減 損 損 失	13	
そ の 他 の 特 別 損 失	10	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		871
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		51
法 人 税 等 調 整 額		323
少 数 株 主 利 益		39
中 間 純 利 益		456

(中間連結財務諸表の作成方針)

1 . 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5 社
会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシービーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2 . 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

3 . 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

(中間連結貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	9年～30年
動 産	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,549百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理
11. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

13. デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 30百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 18,119百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 511百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,164百万円、延滞債権額は14,283百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は383百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,457百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,288百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,003百万円であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,348百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,688百万円

現金 5百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,311百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,592百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は40百万円、敷金は19百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。

27. 社債は、劣後特約付社債であります。

28. 1株当たりの純資産額 257円32銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる1株当たりの純資産額への影響はありません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	1,000	979	21
地方債	1,879	1,850	28
社債	1,300	1,294	5
その他	3,500	3,413	86
合計	7,679	7,537	142

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	5,159	6,118	959
債券	92,507	91,016	1,491
国債	56,023	54,810	1,212
地方債	1,533	1,513	19
社債	34,950	34,692	258
その他	7,606	7,529	76
合計	105,273	104,664	608

なお、上記の評価差額に繰延税金資産306百万円を加えた額 302百万円のうち少数株主持分相当額1百万円を控除した額 303百万円が、「その他有価証券評価差額金」であります。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 社 債	7 4 0
その他有価証券 非上場株式	7 6 6

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,790百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが150,890百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は21,824百万円であります。

(2) 総額で繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.42%

(中間連結損益計算書の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 5円52銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 5円03銭
4. 「その他経常費用」には、貸出金償却452百万円及び貸倒引当金繰入額261百万円を含んでおります。
5. その他の特別損失は、役員退職金であります。
6. 「動産不動産処分損」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。